

令和2年度

相談支援事業所 集団指導資料

令和3年3月23日

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部
事業者指導課 障害事業者係

岡山市事業者指導課ホームページ

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html

目 次

	《ページ》
1 令和3年度サービスの報酬に係る見直しについて	
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	2
(2) 地域移行支援	8
(3) 地域定着支援	10
(4) 自立生活援助	11
2 人員及び運営に関する基準の一部改正について	14
3 変更届出等について	15
4 相談支援従事者現任研修について	16
5 重点指導項目整理表	17
6 岡山市障害者自立支援協議会「地域部会」のご案内について	18
7 資料①	20
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)	
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)	
(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)	
8 資料②	28
(変更届出書(様式第3号))	
(相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に係る届出書(様式第2号))	
(相談支援給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(様式第2号別紙))	
9 資料③(相談支援従事者現任研修の受講について)	31

1 令和3年度サービスの報酬に係る見直しについて

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し

- ・ 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。
- ・ これに加えて、相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ））
- ・ 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。
- ・ また、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。
- ・ 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。
- ・ 経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

≪特定事業所加算【廃止】≫⇒≪機能強化型サービス利用支援費【新設】≫

[現行]

(1) 特定事業所加算Ⅰ 500単位/月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 400単位/月

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位/月

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。

(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 150単位/月

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。

[見直し後]

(1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 1,864単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算(Ⅱ)の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。(以下、機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について同じ。)

(2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1,764単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算(Ⅲ)の要件を満たすこと。

(3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 1,672単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算(Ⅳ)の要件を満たすこと。

(4) 機能強化型サービス利用支援(Ⅳ) 1,622単位/月

(算定要件)

イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

見直し後	現行
第1 計画相談支援費	第1 計画相談支援費
イ サービス利用支援費	イ サービス利用支援費
(1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	(新設)
(2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	(新設)
(3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	(新設)
(4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	(新設)
(5) サービス利用支援費(Ⅰ)	(1) サービス利用支援費(Ⅰ)
(6) サービス利用支援費(Ⅱ)	(2) サービス利用支援費(Ⅱ)
ロ 継続サービス利用支援費	ロ 継続サービス利用支援費
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(新設)
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(新設)
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	(新設)
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	(新設)
(5) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)
(6) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)
第2 障害児相談支援費	第2 障害児相談支援費
イ 障害児支援利用援助費	イ 障害児支援利用援助費
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(新設)
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(新設)
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(新設)
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(新設)
(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)

(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位	(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	814 単位
□ 継続障害児支援利用援助費		□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,724 単位	(新設)	
(2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)	1,624 単位	(新設)	
(3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)	1,527 単位	(新設)	
(4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)	1,476 単位	(新設)	
(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,376 単位	(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,322 単位
(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位	(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	661 単位

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

- ・ 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

《初回加算の見直し》

[現行]

初回加算 300単位/月（計画相談）
500単位/月（障害児相談）

[見直し後]

初回加算 300単位/月（計画相談）※
500単位/月（障害児相談）※

※ 従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

- ・ 指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が3か月を超える場合であって
- ・ 4か月目以降に月2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 主任相談支援専門員配置加算【新設】 100単位/月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

- ・ サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する。

◀居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設▶

[現行]

居宅介護支援事業所等連携加算 100単位/月

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月 (①、②)
100単位/月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位/月 (①、②)
100単位/月 (③)

- ・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。

⑤ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

- ・ サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

◀集中支援加算【新設】▶ 300単位/月

① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合

② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合 注1 基本報酬算定月は算定不可

⑥ **ピアサポートの専門性の評価【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】**

- ・ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

◀**ピアサポート体制加算【新設】**▶ 100単位/月（体制加算）

※ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

⑦ **事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進**

- ・加算の算定要件となる業務の拳証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとする。
- ・利用者の生活の維持・向上のための適切なモニタリング頻度を担保するため、以下のとおり対応する。
 - 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知する。
 - 利用者の個別の状況によってモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示する。
 - モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（前述⑤）については、緊急的、臨時的な取扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることを明示する。

(2) 地域移行支援

① 地域移行実績の更なる評価【地域移行支援】

- 平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に3人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現行]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位/月
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位/月

[見直し後]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位/月
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位/月
- ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位/月

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

（1）前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

（2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ① 従業員のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
- ② 従業員である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- （3）1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

見直し後		現行	
地域移行支援サービス費		地域移行支援サービス費	
イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,504 単位	(新設)	
ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	3,062 単位	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,059 単位
ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	2,349 単位	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	2,347 単位

② ピアサポート体制加算【新設】 100単位/月（体制加算）（再掲）

③ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援【地域移行支援】

- ・ 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。

《退院・退所月加算の拡充》

[現行]

退院・退所月加算 2,700単位/月

[見直し後]

退院・退所月加算 2,700単位/月
+500単位/月※

※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算する。

④ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》 35単位/月（体制加算）

※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

(1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。

(2) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

- ・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位/回（月1回を限度）

(3) 地域定着支援

見直し後		現行	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	306 単位	イ 体制確保費	305 単位
□ 緊急時支援費		□ 緊急時支援費	
(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	712 単位	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	711 単位
(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	95 単位	(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	94 単位

① 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

◀地域生活支援拠点等に係る加算【新設】▶

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援+50単位/回※地域生活支援拠点等の場合
 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
 ※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

② ピアサポート体制加算【新設】 100単位/月（体制加算） （再掲）

③ 精神保健医療と福祉の連携の促進【自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

◀日常生活支援情報提供加算【新設】▶ 100単位/回（月1回を限度）

④ 居住支援連携体制加算【新設】 35単位/月（体制加算） （再掲）

⑤ 地域居住支援体制強化推進加算【新設】 500単位/回（月1回を限度）（再掲）

(4) 自立生活援助

① 基本報酬の対象者の見直し

- ・ 現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（Ⅰ））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

《基本報酬の対象者の見直し》

[現行]

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

[見直し後]

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

見直し後		現行	
自立生活援助サービス費		自立生活援助サービス費	
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)		イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 未満	1,558 単位	(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 未満	1,556 単位
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 以上	1,090 単位	(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 以上	1,089 単位
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)		ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 未満	1,166 単位	(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 未満	1,165 単位
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 以上	817 単位	(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30 以上	816 単位

② 人員基準の緩和

- ・ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

《人員基準の見直し》

[現行]

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

[見直し後]

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

③ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

- 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

《支給決定の更新に係る利用期間の見直し》

[現行]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である。（原則1回）

[見直し後]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

④ ピアサポート体制加算【新設】

100単位/月（体制加算）（再掲）

⑤ 同行支援加算の見直し

- 同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

《同行支援加算の見直し》

[現行]

- （回数に関わらず）外出を伴う支援を行った場合 500単位/月

[見直し後]

- 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500単位/月
- 月3回外出を伴う支援を行った場合 750単位/月

- ・ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000単位/月

⑥ 夜間の緊急対応・電話相談の評価

- ・ 業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

《緊急時支援加算【新設】》

イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日

＋ 50単位/日※地域生活支援拠点等の場合（再掲）

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

⑦ 日常生活支援情報提供加算【新設】 100単位/回（月1回を限度）（再掲）

⑧ 居住支援連携体制加算【新設】 35単位/月（体制加算）（再掲）

⑨ 地域居住支援体制強化推進加算【新設】 500単位/回（月1回を限度）（再掲）

厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会 令和3年3月12日（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigi_shiryoku/index.html

2 人員及び運営に関する基準の一部改正について

主な改正内容

① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

③ 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。

- ・ 虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
- ・ 従業者への研修の実施の義務化
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

＜障害者虐待防止の更なる推進＞

[現行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

④ 従たる事業所を設置する場合における特例【新設】 計画相談支援・障害児相談支援

次のa及びbの要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

a 人員及び設備に関する要件

ア 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。

ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

b 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

3 変更届出等について

管理者、相談支援専門員等に変更があった場合は、原則として変更の日から10日以内に届出なければなりません。「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出する際に、相談支援専門員以外に兼務先がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も併せて提出が必要になります。

体制届については、異動月の前月15日までに岡山市へ提出することとなっていますが、4月に予定されている報酬改定を踏まえ、令和3年4月1日を異動日とする体制届に係る手続等を次のとおりとしますので、ご承知の上、期日までに適切にご対応くださるようお願いいたします。

本年4月に予定されている報酬改定に当たり、令和3年4月1日が異動日となる体制届（加算届）に限り、提出期限を令和3年4月15日（必着）とします。

また、地域移行支援の事業所は、加算内容の変更の有無に関わらず、令和3年4月1日時点の体制届を必ず提出してください。

期限を過ぎて提出された加算届については、受付日・届出内容に応じて、6月1日以降の異動日として取扱いますので、ご注意ください。

今後、国から示される情報等により、お示しした取扱いを変更する可能性がありますのであらかじめご了承ください。

- 指定一般相談支援事業所（地域移行支援）
地域移行支援の基本報酬の区分を判定するため、令和3年4月1日以降、体制の異動がない場合でも、必ず提出書類をお届けください。
- 指定特定相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所 ・ 指定一般相談支援事業所（地域定着支援）
新たに創設される加算等を算定する場合は、下記提出書類をお届けください。

提出書類

- ① 変更届出書（様式第3号）
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書（様式第2号）
- ③ 勤務形態一覧表・組織体制図（令和3年4月）
- ④ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- ⑤ 各加算に係る届出書及びその添付書類（加算を算定する場合のみ）

※新たに加算等を算定する場合や加算等内容が変更となる場合に必要。

※届出書については、国から新様式等が提示され次第、改めてお知らせします。

4 相談支援従事者現任研修について

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年以降の5年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

この期間内に現任研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格は失効します。

重点指導項目整理表

指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
従業者	・相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務しており、サービス等利用計画作成及びモニタリングを行っている。	・相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービスするか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、中立性の確保や客観性が欠如しかねないことから、特定の場合を除き、モニタリング等を行うことは望ましくない。	解釈通知第二の1(1)ほか
内容及び手続きの説明及び同意	・サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書を交付して説明をする必要があるが、運営規程の職員の職種が誤っており、また、重要事項説明書においては、主な職員の配置状況、苦情の受付等について不備が見受けられた。	・サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行うこと。	基準省令第5条第1項ほか
契約支給量の報告等	・利用契約をしたときの支給決定市町村に対する報告が遅れていた。	・利用に係る契約をしたときは、その旨を支給決定市町村に遅滞なく報告すること。	基準省令第6条第1項ほか
給付費の額に係る通知等	・法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していなかった。	・法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知すること。	基準省令第14条第1項ほか
サービス等利用計画	・サービス担当者会議の開催が確認できる記録がなく、開催されているか不明確であった。	・相談支援専門員は、サービス等利用計画案について、サービス担当者会議の開催等により、担当者から意見を得ることとなっている。	基準省令第15条第2項第11号ほか
	・アセスメント(モニタリング)やサービス担当者会議の実施が、サービス等利用計画の作成後となっている。	・アセスメント(モニタリング)を行った上で、サービス等利用計画案を作成し、サービス担当者会議等の開催により計画案に位置付けた福祉サービスの担当者の意見を求めた後に、利用者等の同意を得ること。	基準省令第15条第2項第9号ほか
	・モニタリングの際に、目標未達成のため支援の継続が必要と評価した項目について、次回のサービス等利用計画に反映されていない。	・モニタリングでの評価結果により、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行うこと。	基準省令第15条第3項第3号ほか
	・サービス等利用計画を利用者にだけ交付して、担当者に交付していない。	・サービス等利用計画は、利用者及び担当者に交付すること。	基準省令第15条第2項第13号ほか
勤務体制の確保等	・従業者の資質向上のための研修を行っていない。	・事業者は、従業者の資質向上のために、研修の機会を確保すること。	基準省令第28条第4項ほか
情報の提供等	・事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。	・事業者は、当該通所支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないことに留意し、ホームページやパンフレットの記載事項が実態と整合が図れているか定期的に確認すること。	基準省令第33条ほか
掲示等	・事業所内に、運営規程や重要事項説明書等の掲示がない。	・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	基準省令第31条第1項ほか
掲示等	・WAMNET上(障害福祉サービス等情報公表システム)で情報の報告ができていない。	・WAMNET上(障害福祉サービス等情報公表システム)で情報の報告をすること。	基準省令第31条第2項ほか

『地域部会』のご案内



岡山市障害者自立支援協議会の専門部会である『地域部会』では、地域のサービス提供事業者や関係機関と連携しながら地域課題に取り組んでいます。

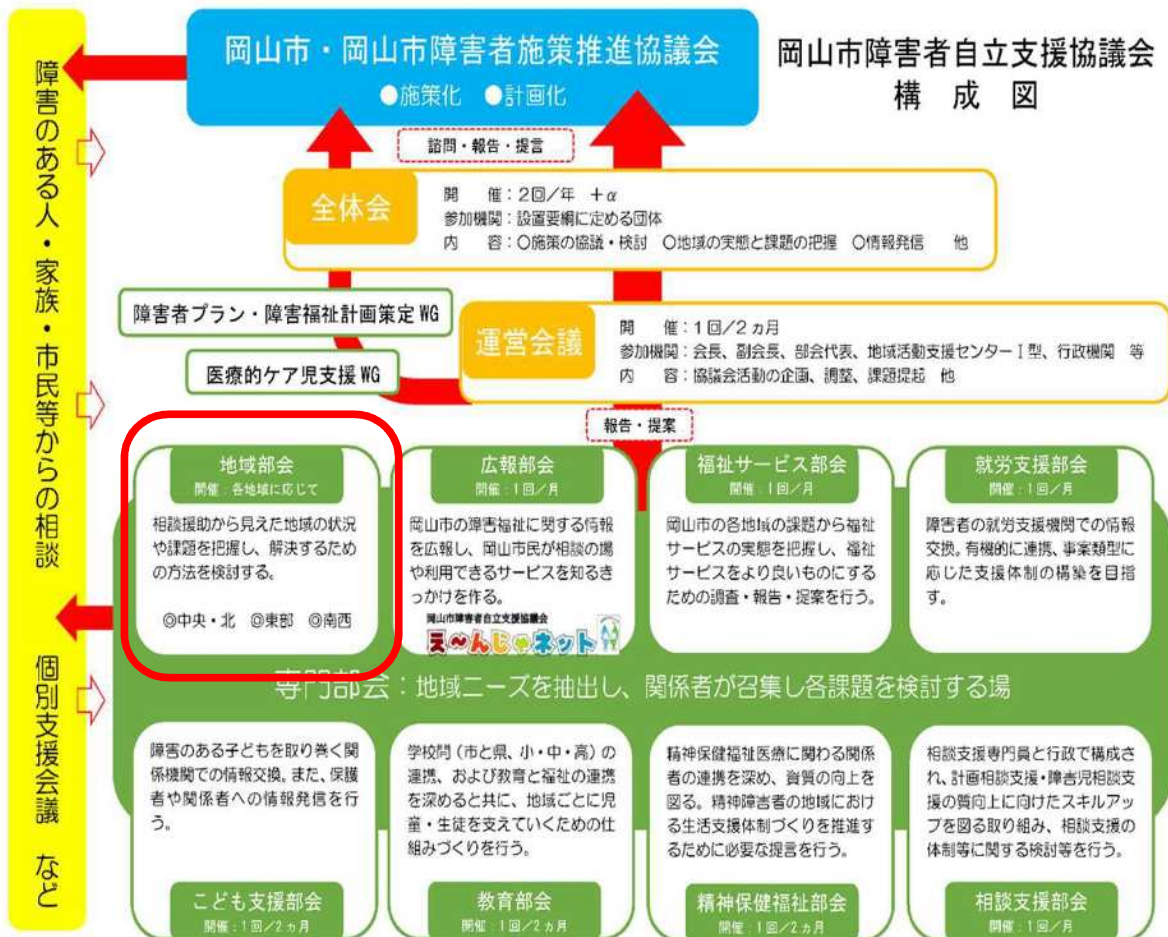
自立支援協議会とは？

障害者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置。

行政区	福市区	地域部会
北区	中央	中央・北地域部会
	北	
中区	中	東部地域部会
東区	東	
南区	南	南西地域部会
	西	

※障害者自立支援協議会地域部会事業所設置場所（区域）と行政区画は必ずしも一致しない。

岡山市障害者自立支援協議会



各部会の紹介



中央・北地域部会

- 主な事業者
岡山市北区・総社市に所在する事業者
- 開催頻度等
月1回第3木曜日 13時半～
- 幹事事業者
地域サポートセンター仲よし
(TEL086-223-1181)

• 部会から一言

アットホームで来たく（北区）なる会です。相談支援に関する情報や新しい事業所情報が得られます。相談支援専門員だって相談したい!! という声から座談会も始まりました。先輩相談支援専門員が相談にのってくれますよ!!

東部地域部会

- 主な事業者
岡山市中区・東区に所在する事業者
- 開催頻度等
月1回第3木曜日
- 幹事事業者
①ぱる・おかやま
(TEL086-201-1720)
②旭川児童院
(TEL086-275-4518)

• 部会から一言

日頃の支援の悩みを相談できる場です。みなさん優しく教えてくれるので「初歩的すぎて今更質問しづらい・・・」なんてことなく気軽に相談できます。毎回事例検討をされていて、学びの場になっています。他機関多職種を講師に招いての研修会も開催しています。

南西地域部会

- 主な事業者
岡山市南区・玉野市・早島町に所在する事業者
- 開催頻度等
月2回（第2，第4金曜日）
- 幹事事業者
岡山南障がい者相談支援センター
(TEL086-259-3888)

• 部会から一言

①制度や地域に関する情報交換や課題抽出、②GSV（ケースの検討）、③事業所支援活動やミニ研修などを土台に実施し、サビ管さんとの意見交換や地域移行支援の取り組みも併せて実施しています。部会を通じて横のつながりを作り、抱え込みを防ぐとともに、相談支援専門員としての質の向上及び支援体制の強化を目指しています。

そのほか、報酬改定や制度に関する情報も盛りだくさんです。まだ、参加したことがない方や足が遠のいている方は、是非ご参加ください。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正）
第十一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨らうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数、それぞれ二人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨らうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」及び「と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数、それぞれ二人」とする。</p>

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）
第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。附則において「指定地域相談支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 （地域移行支援計画の作成等）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2・4（略）</p> <p>5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p> <p>6・9（略） （運営規程）</p> <p>第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十一条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～八（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2・3（略） （新設）</p> <p>（地域移行支援計画の作成等）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2・4（略）</p> <p>5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいう。第三十二条第三項において同じ。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。</p> <p>6・9（略） （運営規程）</p> <p>第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～八（略）</p>

(勤務体制の確保等)

第二十八条 (略)

2 5 4 (略)

5 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十八条の二 指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定地域移行支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十条 (略)

2 (略)

3 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催することともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(揭示等)

第三十一条 (略)

2 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定地域移行支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 (略)

2 5 4 (略)

(新設)

(新設)

第二十条 (略)

2 (略)

(新設)

第三十一条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(新設)

2 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 人員に関する基準 (第三条―第四条の二)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>8 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合の特例)</p> <p>第四条の二 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 人員に関する基準 (第三条・第四条)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二条 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(虐待の防止)</p> <p>第三十六条の二 指定地域移行支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(実施すること)。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

第十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。附則において「指定計画相談支援基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)
第十五条 (略)

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～十 (略)

十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等その他の情報通信機器(第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十二・十三 (略)

3 (略)

(運営規程)

第十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一～八 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十条の二 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)
第十五条 (略)

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～十 (略)

十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十二・十三 (略)

3 (略)

(運営規程)

第十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一～八 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

<p>目次 第一章 (略)</p> <p>改正後</p>	<p>目次 第一章 (略)</p> <p>改正前</p>
<p>3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 (揭示等)</p> <p>第二十三條 (略)</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。 (虐待の防止)</p> <p>第二十八條の二 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (新設) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十三條 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経歴年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 (新設)</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。 (新設)</p>

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）
第十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。附則において「指定障害児相談支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 (略)

第二節 人員に関する基準 (第三条―第四条の二)

第三節 (略)

附則

第二条 (略)

2～6 (略)

7 | 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人權の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

8 | 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第四條の二 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 | 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五條 (略)

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～九 (略)

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報機器(第二十二條第三項第一号及び第二十八條の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

3 (略) 十一・十二 (略)

第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 (略)

第二節 人員に関する基準 (第三条・第四条)

第三節 (略)

附則

第二条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～九 (略)

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

3 (略) 十一・十二 (略)

(運営規程)

第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一～八 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十條の二 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従ひ必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(揭示等)

第二十三條 (略)

(運営規程)

第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一～八 (略)

(勤務体制の確保等)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第二十二條 (略)

2 (略)

(新設)

(衛生管理等)

第二十三條 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経歴年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(揭示等)

第二十三條 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経歴年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

<p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。 (虐待の防止)</p> <p>第二十八条の二 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。 (新設)</p>
--	--

第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第...号)の一部を次の表のように改正する。

<p>附則 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>
--	--

第十六条 児童福祉法に基^(傍線部分は改正部分)づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第...号)の一部を次の表のように改正する。

<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基^(傍線部分は改正部分)づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>
--	--

変更届出書

年 月 日

岡山市長 様

所在地
届 出 者 名 称
代表者

次のとおり指定に係る事項を変更したので、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第1項(第3項)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定により届け出ます。

事業所番号										
指定内容を変更した事業所	名 称									
	所 在 地									
	サ ー ビ ス の 種 類									
変更があった事項		変更の内容								
1	事業所の名称	(変更前)								
2	事業所の所在地									
3	申請者の名称									
4	主たる事務所の所在地									
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名									
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	(変更後)								
7	事業所の平面図									
8	事業所の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴									
9	相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所及び経歴									
10	指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名及, 生年月日, 住所及び経歴									
11	運営規程									
11	相談支援給付費の請求に関する事項									
12	役員の氏名, 生年月日及び住所									
変更年月日		年 月 日								

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 所在地
名称
代表者

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所	名称					
	所在地	〒 岡山市				
	連絡先	電話番号			担当者	職名
		メールアドレス				氏名

届出を行うサービス・施設の種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
計画相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域移行支援			1 新規 2 変更 3 終了		
地域定着支援			1 新規 2 変更 3 終了		
障害児相談支援			1 新規 2 変更 3 終了		

特記事項	変更前	変更後

関係書類	別紙のとおり
------	--------

- 備考 1 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
 2 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
 3 「変更項目」欄には、別紙「指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等の状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
 4 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。

受付印

相談支援給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表

		事業所名										
		一般相談支援事業所		事業所番号	3	3						
		特定相談支援事業所		事業所番号	3	3						
		障害児相談支援事業所		事業所番号	3	3						
事業の種類	該当する体制等		適用開始年月日									
	地域区分	1 岡山市 2 その他		年 月 日								
	施設区分	1 I 2 II 3 III		年 月 日								
地域移行支援	居住支援連携体制	1 非該当 2 該当		年 月 日								
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当		年 月 日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当		年 月 日								
地域定着支援	居住支援連携体制	1 非該当 2 該当		年 月 日								
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当		年 月 日								
計画相談支援	相談支援機能強化型体制	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし		年 月 日								
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	主任相談支援専門員配置	1 なし 3 あり		年 月 日								
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当		年 月 日								
障害児相談支援	相談支援機能強化型体制	1 I 2 II 3 III 4 IV 5 なし		年 月 日								
	行動障害支援体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	要医療児者支援体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	精神障害者支援体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	主任相談支援専門員配置	1 なし 3 あり		年 月 日								
	ピアサポート体制	1 なし 2 あり		年 月 日								
	地域生活支援拠点等	1 非該当 2 該当		年 月 日								

相談支援従事者現任研修の受講について

相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければ、相談支援専門員として従事できません。

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修1回目(この間に1回以上修了)	現任研修2回目(この間に1回以上修了)	現任研修3回目(この間に1回以上修了)
平成18年度 ※1	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度
平成19年度 ※1	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度
平成20年度 ※1	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度
平成21年度 ※1	平成22年度～平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度
平成22年度 ※2	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
平成23年度 ※2	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成24年度 ※2	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成25年度 ※2	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成26年度 ※2	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度

※1 平成18年度から平成21年度に初任者研修を修了した方で、かつその修了年度の翌年度から起算して5年度以内に1回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して6年度から10年度以内に、2回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※2 平成22年度から平成26年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、その修了年度の翌年度から起算して5年度以内に相談支援従事者現任研修(1回目)を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※3 平成27年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、今年度までに現任研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格は失効します。